

平成29年度答申第7号  
平成29年6月13日

諮問番号 平成29年度諮問第2号（平成29年4月28日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の母である故Pは、昭和20年8月a日にA市において死亡した者である。

(除籍謄本(Q))

- (2) 審査請求人は、平成27年11月9日、居住地のB市長に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、「もとの身分」欄に「C小学校養護訓導」と記載した上で、故Pに係る特別弔慰金請求書を提出した。この請求書は、同月26日にD知事において受け付けられ、平成28年11月14日にはE知事（以下「処分庁」という。）において受け付けられた（以下、審査請求人がした上記請求書に係る請求を「本件請求」という。）。

(審査請求人の特別弔慰金請求書)

- (3) 処分庁は、平成28年12月1日付けで、審査請求人に対し、「死亡した

P様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属の身分を有していたとは認められません。従って、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、請求者のX様は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載して、本件請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

（却下通知書）

(4) 審査請求人は、平成28年12月5日、審査請求書をB市（F区役所）に提出し、同月8日にはDにおいて、同月12日には審査庁において、順次これを受け付けた。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、平成29年4月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

## 2 本件審査請求の要旨

国民学校教師であった故Pは、昭和20年8月a日、学童疎開をする子供たちのために物資をトラックで搬送する途中、原子爆弾に被災し、行方不明死となった。戦時下においては、国家総動員法に基づき、大切な子供たちは、将来の戦力として見守るために疎開していた。故Pの死は、不自由を忍んで生活する子供たちの健康管理のため、また激励方々、荷物の搬送を伴って向かう途中の戦死であり、これは業務命令でもある。故Pは、女子挺身隊員又は学校報国隊員（動員学徒）として、準軍属に該当する者であり、審査請求人は故Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有する者と認められるべきである。

よって、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

故Pは、死亡当時教員の身分であったことが認められ、A原爆戦災史には、学童疎開業務中の被爆であったことを示す記述がある。

準軍属とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）2条3項1号から7号までに定義されており、直接軍に雇用された者ではないが、旧国民徴用令（昭和14年勅令第451号）などにより総動員業務に従事させられたり、軍の命令により直接の戦闘又は戦闘を幫助する用務に携わったりした者など国との雇用類似の関係にあった者という。また、遺族援護法2条3項1号により、旧国家総動員法（昭和13年法律第55号）5条に基づき定められた旧学徒勤労令（昭和19年勅令第518

号)に基づく学校報国隊員及び旧女子挺身勤労令(昭和19年勅令第519号)に基づく女子挺身隊員は準軍属として処遇している。

旧国家総動員法に基づき定められた勅令としては、旧国民徴用令、旧国民勤労報国協力令(昭和16年勅令第995号)、旧学徒勤労令、旧女子挺身勤労令等があるが、いずれも学童疎開について規定するものでなく、陸海軍の直轄工場又は軍需会社等に配属されて総動員業務に従事するというものであり、学童疎開業務がこれらに該当するとはいえない。教員の学童疎開業務については、遺族援護法2条3項1号から7号までの準軍属のいずれの身分にも該当しない。

故Pが学徒動員、これに関連する教職員又は女子挺身隊であったことを示す資料はなく、故Pが勤務していたC国民学校については、A原爆戦災史に「学徒動員状況なし」と記載されている。国又は軍の命令を受け学徒勤労に従事した事実は認められない。

したがって、原処分は適正であって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるR(以下「審理員R」という。)、同室総括審理専門官であるS及び同室企画調整専門官であるT(以下「審理員T」という。)を指名し、うち審理員Rを審理員の事務を総括する者として指定し、平成29年1月12日付けでそれらの旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Tは、平成29年1月12日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年2月12日までに弁明書を提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、平成29年1月18日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Tは、同年2月6日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年3月6日までに提出

するよう求めた。

エ 審査請求人は、平成29年2月28日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

審理員Tは、同年3月6日付けで、処分庁に対し、反論書の副本を送付した。

オ 審理員Tは、平成29年3月22日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年4月5日である旨を通知した。

カ 審理員Rは、平成29年4月5日付けで、審査庁に対し、「審理員R」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Tは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（B市長）	：平成27年11月9日
（D知事）	：同年11月26日
（処分庁）	：平成28年11月14日（本件請求から53週間）
本件却下処分（処分庁）	：同年12月1日（本件請求から55週間）
本件審査請求	：同月8日（D受付日。同月5日にB市に提出された審査請求書を受け付けたもの）
	：同月12日（審査庁受付日）
審理員意見書提出	：平成29年4月5日（審査庁受付日から16週間）
諮問書提出	：同月28日（審査庁受付日から19週間）

(2)ア 上記の手続のうち、本件請求がD知事に受け付けられてから処分庁に送付されるまでに約1年間費やされているが、その間に予定されている手続が形式的審査に限定されていることからすれば、期間を要し過ぎたものといわざるを得ない（なお、当審査会の照会に対する回答によれば、当該庁においては、既に改善が図られているとのことである。）。

イ また、本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 R」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員S及び審理員Tとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

ウ その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手續に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

(1)ア 特別弔慰金支給法は、「戦没者等の遺族」には、特別弔慰金を支給すると定めている（同法3条）ところ、上記の「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者であると定義している（特別弔慰金支給法2条1項）。その上で、同条2項及び3項において、一定の者を上記の「弔慰金を受ける権利を取得した者」とみなし、また、同法2条の2第1項から第3項までにおいて、一定の者を「戦没者等の遺族」とみなすこととしている。

イ また、上記の特別弔慰金の支給の前提とされた「遺族援護法による弔慰金を受ける権利」の取得については、遺族援護法において、「昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した準軍属又は準軍属であつた者（昭和16年12月8日前に死亡したことが、昭和20年9月2日以後において認定された者を含む。）」の遺族に対し弔慰金を支給すると定める（34条3項）が、同項の適用に当たっては、「準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないもの」についても「公務上の負傷又は疾病とみなす。」こととしている（同条4項）。

(2)ア 本件請求は、審査請求人が、故Pは準軍属としての業務中に死亡したものであるから、審査請求人は遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得したとして、これを前提に、特別弔慰金の支給を求めているものである。

そこで、審査請求人が遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得したか否か、すなわち、故Pの死亡が同法34条3項及び4項の定める支給要件に該当するか否か、を検討する。

イ 当審査会に提出された資料（書籍抜粋（「C国民学校迷子収容所・G戦災児育成所」と題する記述及び「A市内各学校の被爆状況」のうちC国民学校に関する部分）、除籍謄本（Q）、履歴事項証明（故P）、C小学校沿革史（抜粋）、書籍抜粋（「戦時ならびに終戦当時の思い出」Uなど）、写真（雑嚢）、書籍抜粋（「A市C国民学校」と題する部分））によれば、被爆当時、故Pは養護訓導としてA市のC国民学校に

勤務していたものであるが、昭和20年8月a日、集団疎開をしていた児童らの荷物を運ぶためにトラックで移動する途中に、A市に投下された原子爆弾に被爆して死亡したものと認められ、審査請求人の主張も、この事実を前提とするものである。

ウ　ところで、審査請求人が主張する遺族援護法上の準軍属とは、同法2条3項1号から7号までに掲げられている者を指すところ、審査請求人は、故Pは女子挺身隊員又は学校報国隊員として学童疎開の業務中に原子爆弾に被爆したものであるとして、同人は同法上の準軍属に該当すると主張する。

上記の主張は、故Pが同項1号所定の「旧国家総動員法第5条の規定に基く総動員業務の協力者」に当たるといふ趣旨のものと解されるが、上記の協力者は、勅令の定めるところによるものとされている。

この点を本件請求の事案についてみると、故Pが被爆時に従事していた児童らの荷物を疎開先に運ぶ行為が、旧国民勤労働員令（昭和20年勅令第94号）に基く女子挺身隊員の業務や旧学徒勤労働令に基く学校報国隊員の業務などの勅令に基く総動員業務としての行為であったとする根拠は見いだせない。むしろ、被爆当時の行動の内容が、故Pが勤務していたC国民学校の児童の疎開先へ児童らの荷物をトラックで運ぶことであったこと、そのトラックには、故Pのほかに、同校の男性の教頭を含む3名の同僚教員と数名の児童の母親が同乗していたことからすれば、故Pの上記業務は、同人が当時勤務していた国民学校の教師としての業務として行ったものであったと認めるのが相当である。

エ　また、一件記録を検討しても、故Pが被爆時に従事していた児童らの荷物を疎開先に運ぶ行為が、遺族援護法2条3項各号所定のいずれかの事由に該当すると認めるに足りる資料は存在しない。

オ　したがって、故Pの原子爆弾による被爆は、遺族援護法34条3項における準軍属としての公務上の負傷若しくは疾病又は同条4項における準軍属としての勤務に関連する負傷若しくは疾病とは認められないから、審査請求人が故Pの死亡に関し、同法による弔慰金を受ける権利を取得した者であると認めることはできない。

(3) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

3　よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ